近病連発第２３－３号
平成２３年９月９日

衆議院議員　前原　誠司　様
（ほか、国会議員）

近 畿 病 院 団 体 連 合 会
委員長　　真鍋 克次郎

社会保険診療報酬に係る消費税非課税制度の是正に関する要望書

社会保険診療報酬に係る消費税は非課税とされ、医療機関は診療報酬請求の際、消費税を請求することができない。他方、医療機器・薬剤の購入、施設整備等を行った際には消費税を支払わねばならない。この支払い超過分は仕入れ税額控除対象外であるため還付を受けることができず、医療機関の負担となり、医療経営を苦しめてきた。

国は、消費税を導入した平成元年に0.76%、税率を5%に改定した平成9年に0.77%を診療報酬に上乗せして補填したと説明しているが、すべての診療項目（4,000 項目）にわたり点数を上乗せしたのではなく、政府が代表的と称する数十項目に限定した上乗せであり、診療科目間の差異、医療機関の規模の差異は全く無視された補填である。その上、いったん上乗せした点数が診療報酬改定ごとに減点されてきたものも多く、現在では点数が半減した項目や途中で包括化され、無くなった項目もある。このため、病院では、規模の違いにより、平均して１年間に 3,000 万円から１億円以上の特別の負担を強いられている現状がある。

政府は、６月３０日「社会保障改革検討本部」を開き消費税の引き上げを決定した。消費税が 10%になれば、控除対象外税額は現在の 2 倍になる。これに対する政府の補填が、再び、従来の診療報酬上乗せ方式で実施されるならば、総ての医療機関の経営が破綻し、ひいては、この国の救急医療をはじめ地域医療までが崩壊する。

今、社会保険診療報酬に係わる消費税を非課税から正常課税にもどしたとしても、社会保険診療報酬は公定されているので、国民が負担する社会保険診療報酬に消費税が上乗せされることはあり得ない。

医療機関における消費税非課税制度を直ちに正常課税に改め、控除対象外税額を還付できる制度に改正することを強く要望する。

以上

近 畿 病 院 団 体 連 合 会

（社）	大阪府病院協会	会長	今岡　真義
（社）	大阪府私立病院協会	会長	生野　弘道
	兵庫県病院協会	会長	守殿　貞夫
（社）	兵庫県民間病院協会	会長	吉田　耕造
（社）	和歌山県病院協会	会長	成川　守彦
（社）	奈良県病院協会	会長	榊　　壽右
（社）	滋賀県病院協会	会長	冨永　芳徳
（社）	滋賀県私立病院協会	会長	水野　光邦
	京都府病院協会	会長	梶田　芳弘
（社）	京都私立病院協会	会長	真鍋克次郎